

次期「豊中市水道施設整備計画」策定支援業務委託 仕様書

第1章 適用範囲

本仕様書は、次期「豊中市水道施設整備計画」策定支援業務委託に適用する。

第2章 業務目的

本市水道事業では、「第4次豊中市総合計画」の分野別計画として、経営戦略の内容を盛り込んだ「第2次とよなか水未来構想」を平成29年度に策定し、その実行計画として位置付ける「豊中市水道施設整備計画」に沿って事業を推進してきた。

本業務は、令和9年度（2027年度）を目標年度とする現行の「豊中市水道施設整備計画」について、昨今の社会環境の変化や行政課題の多様化に対応する必要性から、同じく令和9年度（2027年度）に目標年度を迎える「第2次とよなか水未来構想」と連携して点検・見直しを行い、次期「豊中市水道施設整備計画」を策定するものである。

第3章 業務概要

【1 委託名】

次期「豊中市水道施設整備計画」策定支援業務委託

【2 実施場所】

豊中市全域

【3 履行期間】

契約締結日から令和10年3月31日まで

【4 事業及び施設概要】

事業及び施設の概要は、別紙参考資料（事業年報）及び現行「豊中市水道施設整備計画」のとおり

第4章 業務内容

現行「豊中市水道施設整備計画」について、評価・課題の抽出を行い、昨今の人件費や物価の上昇、大きな自然災害への備えや施設の共同化なども含めた

多様な形態の広域化を視野に入れた取り組みなど水道を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、効率的な水道施設の更新など中長期的な視点に立った水道施設の投資計画として、次期「豊中市水道施設整備計画」の策定支援を行う。

本計画は中長期的な視野に立ち 50 年後を見据えたものであるが、具体的な整備計画については令和 10 年度から令和 19 年度までの 10 年間を計画期間とする。

また、同時期に行う「次期とよなか水未来構想」の策定（本業務外）と連携して策定作業を実施する。

【1 設計協議】

業務の進捗に合わせ、以下の打合せ協議を必ず実施するものとし、その他必要な打合せは、随時、対面・Web・電話等により実施するものとする。

なお、打合せ内容については、受注者において業務打合せ簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、受注者は発注者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

	回数	時期	方法	内容
初回	1 回	契約後 2 週間以内	対面	業務内容（要望事項・内容、作業方針・工程、検討事項・内容等の協議確認）及び貸与資料等の確認
中間	2 回	随時	対面又は Web	中間報告及び作業中に発生する諸条件の処理に関する確認
最終	1 回	成果品納入前	対面	総括説明、成果品納入、検収立会

【2 現況の把握】

受注者は、発注者より貸与された資料などに基づき、本市水道施設全般を把握するとともに、本業務に必要な資料、データの収集・把握を行う。なお、必要に応じ、現況施設及び整備箇所に関する現況踏査を行う。

【3 貸与する資料及びデータ等】

本業務を実施するにあたって、下記の資料及びデータ等を受注者に貸与する。その他、必要となる資料の収集は、原則として受注者が行うものとするが、発注者が保有する資料で必要なものがあるときは、受注者の依頼に基づき発注者が貸与する。

受注者は貸与された資料について厳重に保管し、紛失、損傷した場合には、直ちに発注者に報告し、その指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うこと。貸与された関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに返却するものとする。

- (1) 現行「豊中市水道施設整備計画」作成時資料
- (2) 令和6年度末時点の管路情報
- (3) 漏水事故情報
- (4) 自己水施設のあり方検討会資料
- (5) 自己水施設に関する既存資料（竣工図書、耐震診断結果等）
- (6) 浄配水場施設劣化調査業務委託 報告書（平成31年3月）
- (7) 重要施設設定に関する資料
- (8) 設備工事完成図書
- (9) 機器台帳

【4 事業の評価・課題抽出】

現状の把握の結果、現行「豊中市水道施設整備計画」における事業内容の評価と次期計画見直しに向けた課題抽出を行う。

【5 基本方針の策定】

現状把握と課題を踏まえ、次期計画における水道施設の基本的な整備方針を検討する。年間事業量（更新延長や更新率など）や事業費の概要を算出し、同時期に行う「次期とよなか水未来構想」の策定（本業務外）と連携し財政計画に反映を行う。

なお、基本的な整備方針については、SDGsの達成や環境負荷の低減に関しても考慮することとする。

5-1 長期的な整備方針

現在の管路・施設の更新基準年数の設定について検証を行い、妥当性を整理するとともに、効率的な送配水機能の構築のため、施設の統廃合を含めた今後50年の整備方針を検討する。

5-2 更新需要の見直し

管路については、令和6年度末時点の管路情報から更新需要を整理（更新

基準年数を基準とした更新時期が判別できる図表の作成)し、重要度・優先度を盛り込んだ事業の前倒しによる平準化等を考慮した更新計画を作成する。

なお、基幹管路については、次期計画において基幹管路耐震適合率 100%とする計画とし、適正規模や更新順位を検討する。なお、適正規模の検討に必要なデータは豊中市から提供する。

5-3 他事業体との連携強化

施設の共同化なども含めた多様な形態の広域化を視野に入れ、近隣事業体との連携を強化し、効率的な送配水機能の構築を検討する。

なお、これまでの検討結果は豊中市から提供し検討結果の検証を行う。

【6 具体的な取組みの検討】

50年後の長期的な整備方針を踏まえ、今後 10 年間の整備方針、施策、具体的な取組みを検討する。

6-1 基幹管路の更新計画

耐震適合管以外の基幹管路(約 12 km)について、重要度や優先度を考慮し、今後 10 年間の更新計画を作成する。

更新対象の基幹管路については、既存資料に基づき、地下埋設物の埋設状況、施工性等を考慮した更新後の配管ルート検討及び工法の検討(開削、非開削工法、水管橋、その他)と概算費用の算出を実施する。

(更新対象の基幹管路のうち、既存資料に基づかない地下埋設物調査が必要な区間は約 0.5 kmと想定)

6-2 配水支管の更新計画

今後 10 年間で優先的に整備する管路を整理し、更新延長及び概算費用などを整理する。

6-3 重要給水施設の見直し

現計画における重要給水施設の設定について、国土強靱化中期計画における重要施設との整合を図り令和 8 年度中に再設定を行うこととしている。再設定される重要施設への配水ルートの整理を行い、優先順位の位置づけや資料作成の支援を行う。

6-4 自己水施設の更新検討

本市の自己水施設である柴原浄水場は、昭和 39 年度に築造され供用後 60

年以上が経過し老朽化が進行している。

令和7年度に自己水施設のあり方を検討した結果、自己水施設存続が一番評価の高い結果となり、今後存続に向けた検討を進めていくこととなった。

本業務では、柴原浄水場を存続するための手法、更新による効果、有効性などを明確にするため、既存資料をもとに柴原浄水場の更新が必要となる根拠や資料を作成するものである。また、柴原浄水場の存続に向けた工程及び官民連携手法の検討を行うものである。

(1) 対象施設

対象施設は以下のとおりとする。なお、対象施設の内、基本的に構造物と場内配管を対象とするが、耐震補強工事で既存設備への影響が懸念される場合はその対応にも配慮するものとする。

〔柴原浄水場（公称施設能力：28,000m³/日）〕

対象施設	仕様等	備考
中央管理棟	RC造3階建、延床面積：約1,665 m ² 竣工：平成5年	耐震診断済み
北管理棟	RC造2階建、延床面積：約606 m ² 竣工：昭和45年	耐震診断済み
ろ過池棟	RC造2階建、延床面積：約418 m ² 竣工：昭和39年	
薬品注入棟	RC造2階建、延床面積：約159 m ² 竣工：昭和39年	耐震診断済み
着水井	RC造 内法3.1m×6.6m 深さ2.0m 1池 竣工：昭和39年	耐震診断済み
高速凝集沈澱池	RC造 内径17.0m 深さ5.0m 2池 竣工：昭和39年	
急速ろ過池	RC造 内法5.5m×5.5m 8池 竣工：昭和39年	
浄水池	RC造 内法6.6m×10.1m 深さ3.0m 1池 竣工：昭和39年	
排水池	RC造 内法6.6m×10.1m 深さ3.0m 1池 竣工：昭和39年	
混和池	RC造 内法10.5m×3.35m 深さ2.5m 1池 RC造 内法7.5m×3.35m 深さ2.5m 1池 竣工：昭和39年	
排泥池	RC造 内法13.5m×7.0m 深さ2.5m 1池 竣工：昭和39年	

(2) 現状確認

対象施設の竣工図書、耐震診断結果、運用状況、関連計画に関する資料等から施設、設備、管路の配置状況、経年化状況、耐震化状況等の本業務に必要な情報を整理するとともに、現地調査を行い、現状を把握すること。また、耐震診断に必要な情報の確認も合わせて行うこと。

(3) 耐震化費用の試算

①構造物等

各施設を耐震化した場合の費用を試算する。試算に当たっては、耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事までの一連の耐震化費用を試算する。耐震診断に必要な情報が揃っていない場合は情報補完に必要な費用も試算する。なお、情報補完が困難な場合は耐震診断自体が困難であることを留意事項等でとりまとめる。耐震診断済みの施設については、その診断結果と補強案を用いる。

耐震補強工事的必要性や補強工事内容は耐震診断に基づくため、本検討では補強工事が必要となる前提として必要な補強工事内容を過去の耐震補強等から想定する。また、補強工事で既設設備への影響が懸念される場合は、更新等の対策費用も想定する。これら耐震補強工事費、更新等の対策費用は費用算定の前提条件（コンクリート増打ち〇 m^2 、せん断補強筋〇本/ m^2 など）を設定した上での想定かつ参考費用とし、構造計算等の詳細な計算は伴わないものとする。なお、水運用への配慮や基礎の補強など、補強が困難と想定される場合についても留意事項等でとりまとめる。

②場内配管

場内配管を耐震化した場合の費用を試算する。試算に当たっては、現状の場内配管状況を竣工図書で確認した上で、伸縮可とう管を含む耐震管への更新を想定する。なお、施工幅など、更新が困難と想定される場合についても留意事項等でとりまとめる。

(4) 補修費用の試算

建築構造物は「浄配水場施設劣化調査業務委託 報告書(平成31年3月)」で算定されている補修費に対して物価上昇等を見込んで見直しを行う。土木構造物は同報告書の内容に加え、必要な補修費用を試算する。

(5) 柴原浄水場の存続に向けた工程検討及び官民連携手法の検討

柴原浄水場を更新する場合の詳細な工程を検討する。なお、大阪広域水道企業団の施設更新や国土強靱化実施中期計画、上下水道耐震化計画、鑄鉄管更新計画などの関連する計画との整合も図りながら検討する。

近隣自治体との共同利用の有効性について近隣市との協議や資料まとめなどの補助業務を行う。

基本設計や PPP 導入可能性調査、詳細設計などを行う上での課題の整理及び更新事業費以外に必要な事業費について試算を行う。

PPP 導入可能性検討の必要性整理や、適用する場合に必要な検討や実施手順等について整理を行う。

6-5 設備類の計画的な更新

既存資料に基づき現状把握を行い、機器台帳の整理を行う。更新計画については、本市より提供する設備類の実用耐用年数及び概算費用をもとに妥当性等の精査を行い、浄水場の更新に向けた工程・事業費との整合を図り、投資の最適化を考慮した計画とすること。

【7 水道施設整備計画のとりまとめ】

受注者は、発注者の指示に基づき、検討結果を「豊中市水道施設整備計画」及び「概要版」として、市民、議会等への公表を前提に、「平易な表現」、「用語集などによる補足説明」、「図表の活用」、「要点を簡潔に整理」といった点を考慮のうえ、報告書としてとりまとめる。

なお、報告書の作成にあたり、検討の根拠・資料等はすべて明確にし、整理して提出すること。

【8 審査】

8-1 審査の目的

受注者は、「豊中市水道施設整備計画」を策定する上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分に比較検討を行うことによって業務の高い質を確保し、関係諸法その他準拠する必要がある法令、規格、関連通達等への準拠性の審査を実施して、報告書に誤りのないよう努めること。

8-2 審査の体制

- (1) 受注者は、遺漏なき審査を実施するため、上水道の技術的資格を持ち、相当な技術経験を有する管理技術者及び照査技術者を配置し、書面により発注者に届け出ること。なお、書面には経歴を記載すること。
- (2) 管理技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うものとし、受注者と直接雇用関係を有する者で、技術士（総合技術監理部門（上下水道）又は上下水道部門）又はシビルコンサルティングマネージャ（上水道及び工

業用水道、以下「RCCM」という。)の資格保有者であり、過去に同種・類似業務の実績を有するもので、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

(3) 照査技術者は、業務全般にわたって照査を実施するものとし、受注者と直接雇用関係を有する者で、技術士(総合技術管理部門(上下水道)又は上下水道部門)又はRCCMの資格保有者であり、過去に同種・類似業務の実績を有するものでなければならない。

(4) 照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

8-3 審査事項

受注者は、「豊中市水道施設整備計画」全般にわたり検討した事項について、十分に整理・分析・検討し、策定した内容が事業実施を行う上で適切であり、かつ事業経営上効率的及び計画的であることを基本として、業務の主要段階において、検討方針、設計条件、作業内容、成果品について審査を実施すること。

【9 提出書類】

提出書類は下記のとおりとする。

(1) 契約締結後、業務開始前までに速やかに提出する書類

- ア 業務着手届
- イ 業務計画表
- ウ 管理技術者届
- エ 照査技術者届
- オ 資格を証明する書類
- カ 雇用関係を証明する書類
- キ 経歴書
- ク 緊急連絡表
- ケ 実施計画書

(2) 業務完了後速やかに提出する書類

- ア 業務報告書(成果品)
- イ 業務完了届

成果品は次の各号に掲げるとおりとし、本業務の一連の業務成果について報告書としてまとめること。また、電子データとしてもDVD-Rに収めて提出すること。DVD-Rには内容がわかるようにラベル等に表示すること。

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 業務報告書1部 | カラー1部 |
| ② 次期「豊中市水道施設整備計画」本編 | カラー1部 |
| ③ 次期「豊中市水道施設整備計画」概要版 | カラー1部 |
| ④ 打合せ記録簿 | 1式 |
| ⑤ 各種資料作成に用いた電子ファイル | 1式 |
| ⑥ その他発注者が指示するもの | 1式 |

(3) 随時提出する書類

ア 打合せ記録簿 イ その他業務担当者が指示する書類業務内容

【10 成果品の検査】

受注者は、本業務完了時に発注者による検査を受けなければならない。
検査の結果、訂正が必要な箇所は直ちに訂正しなければならない。

【11 支払い条件】

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内一括払いとする。

【12 業務実績の登録】

受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において、請負代金額が100万円以上の業務委託について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内に、完了時は、完了後10日以内に測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し発注者の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。

なお、手続きに伴う諸費用は、受注者にて負担するものとする。

また、手続き完了後控え書類を作成し発注者に提出しなければならない。

【13 不当介入に対する報告・届出等】

受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者（当該契約を所管する所属長）への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

報告・届出は、不当介入報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、

後日、不当介入報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

なお、報告・届出を怠った場合は、当該受注者などに対し、注意の喚起を行うことがある。

【14 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出】

(1) 豊中市暴力団排除条例の施行(平成25年10月1日)に伴い、受注者は、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。

(2) 元請負人の誓約書は、契約書提出時に発注者へ提出すること。

(3) 下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて発注者へ提出すること。

【15 環境への配慮】

豊中市上下水道局では環境に配慮した事業活動の実施に取り組んでいる。受注者においても、環境配慮への取り組みの趣旨を理解したうえで、協力すること。

【16 積算基準】

項目	適用年月日
労務単価(大阪府)	令和8年3月
設計業務等標準積算基準書	令和8年度版

【17 その他】

- ・業務の実施に当たり、関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。
- ・受注者は常に中立性を堅持するよう努めなければならない。
- ・受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

- ・受注者は、業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記する。
- ・本仕様書及びその他業務の内容に疑義が生じた場合、すみやかに発注者と協議し、業務の円滑なる進行を図るものとする。